

廃第1885号
平成30年2月8日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2の規定により、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので通知します。

記

- 1 (1) 被処分者
所在地 茨城県銚田市畑田808番地
名称 井川 隆行
- (2) 許可内容
許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200107568号
許可年月日 平成24年12月25日
事業の区分 収集・運搬(積替・保管を除く。)
- (3) 処分年月日 平成30年2月8日
- (4) 行政処分の内容 許可の取消し
- (5) 行政処分の理由

井川隆行は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当した。

この事実により同人は法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号ロに該当した。

2 (1) 被処分者

所在地
名称

東京都町田市山崎町2200番地4-18-110
株式会社 クリーンエンタープライズ
代表取締役 原 良三

(2) 許可内容

許可の種類
許可の番号
許可年月日
事業の区分

産業廃棄物収集運搬業
第01200015996号
平成29年7月27日
収集・運搬（積替・保管を除く。）

(3) 処分年月日

平成30年2月8日

(4) 行政処分の内容

許可の取消し

(5) 行政処分の理由

株式会社クリーンエンタープライズは、平成30年1月5日付けで東京地方裁判所において、破産手続開始の決定を受けた。

この事実により、法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イ）に該当した。

環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

TEL 043-223-2684

FAX 043-221-5789